



2017年4月25日

郵政民営化委員会事務局

「意見募集（保険担当）」係 御中

全国生命保険労働組合連合会  
中央執行委員長 大北 隆典



## 「新規業務の認可申請について」に対する意見

生保労連ではこれまで、郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張を一貫して行って参りました。

こうした中、今般、かんぽ生命より、金融庁および総務省に対し終身保険等の見直しを内容とする新規業務に関する認可申請が提出されておりますが、下記の通り、「公平・公正な競争条件の確保」および「生命保険事業の健全な発展」の観点から、いずれも認可すべきではないと考えます。

なお、郵政民営化にあたっては、「経営の自由度の拡大」が「民業圧迫」を招くことなく推進されることが重要とされており、新規業務の認可に際してその調査審議にあたる貴委員会の役割・責任は重大です。この点、貴委員会において慎重かつ十分な審議・検討が行われることを、切に要望いたします。

### 記

#### 1. 意見

##### (1) 「公平・公正な競争条件の確保」の観点から

かんぽ生命株式の大半を政府が実質的に保有し、また、株式の完全売却に向けた具体的な計画も示されていない現状において、今般の終身保険の見直し、定期年金保険の見直し、入院特約等の見直しについては、「公平・公正な競争条件の確保」の観点から、いずれも認可すべきではないと考えます。

##### (2) 「生命保険事業の健全な発展」の観点から

今般の終身保険の見直し、定期年金保険の見直し、入院特約等の見直しは、それらにかかる十分かつ適切な募集・管理態勢の整備等をはかることが前提であり、「生命保険事業の健全な発展」の観点から、当該整備状況等を慎重に確認する必要があると考えます。

## 2. 理由

### (1) 「公平・公正な競争条件の確保」の観点から

現状、かんぼ生命の株式は上場されたとはいえ、大半の株式を政府が実質的に保有しており、また、株式の完全売却に向けた具体的な計画も未だ示されておらず、かんぼ生命と民間会社との間の公平・公正な競争条件は確保されていません。

現行法では、「日本郵政が保有するかんぼ生命の株式は、その全てを処分することを目指し、できる限り早期に処分」するとされていますが、郵政民営化スタート時において、2017年9月30日迄に完全売却することとされていた経緯等に照らしても、その歩みが遅いことは明白です。

生保労連が実施した国民意識調査（直近：2015年3月）によると、かんぼ生命に加入（含む、加入を検討）した理由として、「信頼感・安心感があるから」「政府出資があり、政府の関与が期待できそうだから」を挙げた方は、合わせて約8割を占めており、この状況は、旧簡易保険加入者を含めた場合と除いた場合とでほとんど差がありません。

また、組合員からは、日々の活動の中で「国の関与があるかんぼ生命が一番安心だ」とお客さまから言われるといった事例が今なお多数寄せられています。

こうしたことから、一般消費者に暗黙の政府保証があるとの誤解が存在することに疑いの余地はなく、それを払拭するためにも、少なくともかんぼ生命株式の完全売却の道筋を明確に示すことが必要です。

なお、上述の観点から、生保労連が認可すべきではないと訴えたにもかかわらず改定されたかんぼ生命の学資保険の販売シェアは、改定前（2013年度）の31.6%から翌2014年度には65.8%と驚異的な進展をはかり、2015年度も57.1%と圧倒的なシェアを誇っています。

公平・公正な競争条件の確保がはかられていない中での学資保険の改定は、生保労連が予め懸念していた通り、「民業圧迫」を招いたものと認識せざるを得ません。また、この間、民間会社からも内容的に勝るとも劣らない新商品が発売される中で、かんぼ生命の大幅なシェア拡大がなされている実態は、一般消費者のかんぼ生命に対する絶大な信頼感、すなわち暗黙の政府保証があるとの誤解が存在することを物語る一つの証左となり得るものと考えます。

生保労連には今もなお、「かんぼ生命は国が運営しているから安心だと、『かんぼ生命の人から聞いた』」とお客さまの声が、組合員を通じて多数寄せられています。貴委員会が「所見」において指摘されているように、すべての関係者が一般消費者の誤解を払拭することが望まれる中、およそ10年の歳月を経てもなお、その歩みは遅々として進んでいないものと言わざるを得ません。

こうした状況にあるにもかかわらず、今般の終身保険の見直し、定期年金保険の見直し、入院特約等の見直しが認められることとなれば、「民業圧迫」に繋がることは明らかであり、「公平・公正な競争条件の確保」の観点から、明らかに問題があるものと考えます。

### (2) 「生命保険事業の健全な発展」の観点から

今般の終身保険の見直し、定期年金保険の見直し、入院特約等の見直しは、「利用者利便の向上及び収益の確保による経営の安定化を図る」観点から必要であるとされていますが、一方で、お客さまや社会からの信頼や評価を確保するためには、十分かつ適切な募集・管理態勢を確立すること

が前提となります。

今般、認可申請された内容について、かんぽ生命公表資料によると、終身保険については、現行商品の引受は引き続き行いつつ、いわゆる低解約返戻金型終身保険の取り扱いを求める内容となっています。加えて、第165回郵政民営化委員会（4月13日開催）で示されたかんぽ生命のヒアリング資料で確認すると、いわゆる無解約返戻金型終身保険の取り扱いをも求める内容となっており、見直しではなく新商品の取り扱いを求める内容に他なりません。現行商品が併存する中で、お客さまがニーズに応じてどの商品を選択すべきか決定するにあたり、お客さまへのよりきめ細かい丁寧な説明とより高度なコンサルティング等が求められる商品内容となっています。

また、定期年金保険についても、現行商品は既に引受を停止しているとはいえ、いわゆる「トンチン年金」の取り扱いを求める内容となっており、見直しではなく新商品の取り扱いを求める内容に他なりません。現在、こうした商品を取り扱う民間会社は数社しかなく、一般消費者に馴染みの薄い仕組み・特性を持つ商品と言えます。解約返戻金は現行商品の7割水準またはそもそも解約返戻金がないとのことですが、定期年金保険についてはお客さまに「貯蓄」という意識が高い中で、解約払戻金が低く抑えられることへの理解を十分に得る必要があります。従って、お客さまにしっかりとご理解いただくためには、上述の終身保険以上に、お客さまへのよりきめ細かい丁寧な説明とより高度なコンサルティング等が必要な商品内容となっています。

なお、入院特約等の見直しについても、現行商品の引受は停止するものの、いわゆる公的医療保険連動型の医療保険の取り扱いを求める内容となっており、見直しの範疇にとどまるものではありません。

以上より、今般認可申請された商品を取り扱うにあたってはいずれも、現行取り扱い商品と比較してより高度な募集・管理態勢が必要となります。

こうしたことから、調査審議に際しては、上述の「公平・公正な競争条件の確保」の観点に加え、実質的に新商品となる今般の見直しを行う上で、十分かつ適切な態勢整備がはかられているかという点を慎重に確認する必要があります。このことが「生命保険事業の健全な発展」の観点から極めて重要であるものと考えます。

### 3. 結びにあたって

以上、縷々申し上げて参りましたが、生保労連としましては、「公平・公正な競争条件の確保」を大前提に、お互いに切磋琢磨する中で、「生命保険事業の健全な発展」により一層、寄与して参る所存です。

ただし、公平・公正な競争条件の確保がはかられていない現状下において、新規業務等が認められることにより、民間生保会社で働く者の雇用や生活に悪影響が及ぶことは、生保産業唯一の産業別労働組合として断固として認めることはできません。かかる認識から、今般の「新規業務の認可申請について」は、いずれも認可すべきではないと考えます。

以 上